

入札説明書

(福山市神辺文化会館大ホール冷温水発生機に係る賃貸借契約)

2025年（令和7年）7月

福山市経済環境局

文化観光振興部

文化振興課

福山市神辺文化会館大ホール冷温水発生機に係る賃貸借の入札公告（福山市公告第811号）に基づく一般競争入札の実施には、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2025年（令和7年）7月10日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名

福山市神辺文化会館大ホール冷温水発生機に係る賃貸借契約

イ 数量

一式

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 賃貸借期間

2026年（令和8年）3月3日から2033年（令和15年）3月2日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 場所

福山市神辺文化会館（福山市神辺町大字川北1155番地1）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

- (1) 令第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店（登記簿上の「本店」をいう。）、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 第三者をして物件を貸付けようとする者にあつては、当該物件を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして物件の貸付けを行えることの証明をした者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当していないこと。
- (9) 次のいずれの場合にも該当していないこと。

- ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添付して、郵便又は信書便、若しくは持参により提出すること。郵便又は信書便は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とする。

ただし、福山市企画財政局財政部資産活用課の2025年度（令和7年度）から2027年度（令和9年度）の競争入札参加資格を有する者については、別表中ク、ケ、コ、サを免除することとする。

(2) 申請期間

2025年（令和7年）7月22日（火）17時15分までに必着させること。

(3) 申請書の提出先及び申請に関する問合せ先

「17 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地」に同じ。

5 入札参加資格確認の結果通知

- (1) 入札参加資格確認の結果については、2025年（令和7年）7月23日（水）までに電子メールにより通知するとともに、「入札参加資格確認結果通知書」を書面により通知する。
- (2) 入札参加資格を有するとの決定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

6 入札参加資格の喪失

- (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

ア 上記3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 入札参加申請書類について虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(2) 前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

7 入札について

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 2025年（令和7年）7月28日（月）10時00分

イ 場所 福山市東桜町3番5号

福山市役所本庁舎10階 入札室

(2) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあっては、辞退届（所定の様式があるので、申し出ること。）を直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

8 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出日時及び場所

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、様式第3号による入札書を入札の日時、場所に提出すること。郵便、信書便、ファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

(2) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は様式第3号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に委任状（様式第4-2号）を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、当該代理人が押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、契約書及び福山市契約規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。なお、仕様書等は福山市ホームページへ掲載する。

(5) 入札書に記載する金額の見積りに当たっては、機器（オプション等を含む。）使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、保守・メンテナンス費用（法定点検等含む。）、

動産総合保険料、その他福山市神辺文化会館大ホール冷温水発生機及び冷却塔に係る賃貸借に必要な費用（電気・水道等光熱水費使用料及び消耗品にかかる費用を除く。）に加え、既設の設備の撤去の際に必要な費用も全て含めた上で算定した金額を記載すること。

- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された7年間の予定総額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、税別の金額を入札書に記載すること。

10 開札について

(1) 開札の日時及び場所

入札後、直ちに同所で行う。

- (2) 開札は、入札参加資格者が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- (3) 入札室には、入札参加資格者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（2）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

- (4) 入札参加資格者は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

- (5) 入札参加資格者は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は、これを提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書の提出までに、入札権限に関する委任状（様式第4－2号）を提出しなければならない。

- (6) 入札参加資格者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することはできない。

- (7) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

11 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに加わることができない。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がなかったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。

ク 金額を訂正した入札をしたとき。

ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

シ 上記アからサまでのほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

1 2 受注者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者について、有効な入札書を提出したと判断されたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、受注者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、受注者を決定するものとする。
- (4) 受注者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、受注者は、入札書に記載された7年間の予定総額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は、設定しない。

1 3 契約書の作成

(1) 契約の締結

ア 契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、2026年度（令和8年度）以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、福山市はこの契約を解除することができるものとする。また、契約書の記載内容については、落札者と別途協議の上決定する。

イ 落札者は、本市が定める日まで（落札者決定から5日以内）に契約の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取り消す。

(2) 支払い条件

ア 賃借料の支払い

賃借料の支払いは毎月ごとに行うものとする。

(3) 契約保証金

免除（福山市契約規則第6条第1項第5号）

1 4 契約条項

契約書のとおり

1 5 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加資格者又は契約の相手方の負担とする。

16 質問及び回答

- (1) 質問があるときは、2025年（令和7年）7月16日（水）17時15分までに、「質問表（様式第9号）」により、「17 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地」へ電子メールで提出すること。
- (2) 質問に対する回答については、2025年（令和7年）7月17日（木）までに、電子メールにより回答書を送付する。また、市ホームページに掲載する。

17 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎12階

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電話 (084) 928-1117

ファクシミリ (084) 928-1736

電子メール bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp

18 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

19 入札保証金及び契約保証金

免除（規則第25条第1項第2号及び規則第6条第1項第5号による）

別表（入札参加資格審査申請書の添付書類）

- | | |
|---|--|
| ア | 入札参加資格審査申請書（様式第 1 号） |
| イ | 保守体制等に関する調書（様式第 2 号） |
| ウ | 委任状（様式第 4 号）
代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。 |
| エ | 使用印鑑届（様式第 5 号）
代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。 |
| オ | 誓約書（様式第 6 号） |
| カ | 申立書（様式第 7 号）
市外業者で本市における課税のない者は提出すること。 |
| キ | 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式第 8 号） |
| ク | 印鑑証明書（原本）
実印であることを証明するもの。 |
| ケ | 市税の完納証明書（写しでも可）
本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの |
| コ | 納税証明書（写しでも可）
国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者は除く。） |
| サ | 商業登記簿謄本（写しでも可） |

※別表中ク、ケ、コ、サに掲げる添付書類については、入札参加資格審査申請書提出の日から 3 か月前の日以後に発行されたものとする。